

平成17年5月臨時会会議録(第1号)

平成17年5月11日 水曜日 午前10時00分開会

鈴木良雄 議長 佐々木謙二 副議長

出席議員(21名)

1番	我妻	昇	議員	2番	内谷	重治	議員
3番	大道寺	信	議員	4番	谷口	栄子	議員
5番	佐々木	謙二	議員	6番	安部	隆	議員
7番	町田	義昭	議員	8番	鳥谷	政一	議員
9番	蒲生	光男	議員	10番	渋谷	佐輔	議員
11番	高橋	孝夫	議員	12番	小関	勝助	議員
13番	大沼	久	議員	14番	鈴木	小市	議員
15番	藤原	民夫	議員	16番	鈴木	武次	議員
17番	蒲生	吉夫	議員	18番	佐々木	榮七	議員
19番	島田	友市	議員	20番	鈴木	新助	議員
21番	鈴木	良雄	議員				

欠席議員(0名)

説明のため出席した者

目黒	栄樹	市	長	長谷部	宇一	助	役
佐藤	義夫	収	入	大滝	昌利	教	育
		総務課長兼選挙管理					
平	進介	理委員会事務局	長	松本	弘	財	政
松	木幸嗣	企画調整課	長	中井	晃	税	務
小	泉良一	市民課	長				

事務局職員出席者

佐藤	仁	議会事務局	長	児玉	行宏	補	佐
五十嵐	恵美子	主	任	塚田	知広	主	事

議事日程（第1号）

平成17年5月11日 水曜日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第43号 長井市市税条例の一部を改正する条例について
(質疑、討論、表決)
- 日程第4 議案第44号 長井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
(" ")
- 日程第5 議案第45号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
(" ")
- 日程第6 議案第46号 山形県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
(" ")
- 日程第7 議案第47号 長井市固定資産評価員の選任について (表決)
- 日程第8 常任委員会委員の選任について
- 日程第9 議会運営委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第43号 長井市市税条例の一部を改正する条例について
(質疑、討論、表決)
- 日程第 4 議案第44号 長井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
(" ")
- 日程第 5 議案第45号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
(" ")
- 日程第 6 議案第46号 山形県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
(" ")
- 日程第 7 議案第47号 長井市固定資産評価員の選任について (表決)
- 日程第 8 議長の辞職について
- 日程第 9 議長の選挙
- 日程第10 副議長の辞職について
- 日程第11 副議長の選挙
- 日程第12 常任委員会委員の選任について
- 日程第13 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第14 置賜広域病院組合議会議員の選挙
- 日程第15 議席の一部変更について

開 会

鈴木良雄議長 おはようございます。

ただいまから平成17年第2回長井市議会臨時会を開会いたします。

開 議

鈴木良雄議長 これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

本日の会議は、配付しております議事日程をもって進めます。

なお、この日程につきましては、先ほど開催されました議会運営委員会にお諮りをし、内定を見ておりますのでご了承をお願いいたします。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

鈴木良雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第81条の規定によりご指名いたします。

2番 内谷重治 議員

3番 大道寺 信 議員

4番 谷口栄子 議員

以上、3名の方をお願いをいたします。

日程第2 会期の決定

鈴木良雄議長 次に、日程第2、会期の決定であります。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。これより上程いたします議案は、委員会付託を省略し、全員で審査を願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第3 議案第43号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定について外3件

鈴木良雄議長 それでは、日程第3、議案第43号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6、議案第46号 山形県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてまでの以上4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

目黒栄樹市長。

(目黒栄樹市長登壇)

目黒栄樹市長 おはようございます。

議案第43号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い所要の改正を行うもので、現下の経済財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、あるべき税制の構築に向け行うものでござ

います。

定率減税につきましては、導入された平成11年当時と比べ、構造改革の進展により民間経済の体質強化が実現され、継続の必要性が減少したことから、所得税及び個人市民税について半減し、所得税額の10%及び所得割額の7.5%に見直しをするものでございます。

また、少子高齢化が進展する中、現役世代の活力を維持し、世代間及び高齢者間の税負担の公正を確保する観点から、65歳以上の者で前年の合計所得金額が125万円以下の者に係る個人市民税について、平成18年度分から非課税措置を廃止するものでございます。

なお、激変緩和の観点から、平成18年度分はその3分の2を、平成19年度分はその3分の1を減額することとし、段階的に廃止するものでございます。

さらに近年、フリーターの増加など雇用形態の多様化により、年度途中での退職や短期間での退職なども増大をしてきていることから、短期就労者の所得補足を確実にを行うため、給与支払者で、所得税の源泉徴収義務がある者に対し、給与支払報告書の提出を義務づけるものでございます。適用を平成18年1月1日以後に退職した者とし、平成19年度分の個人市民税から活用されることとなるものでございます。

固定資産税に関する住宅用地の特例に関しましては、風水害や地震などの自然災害などにより住宅が滅失、損壊した場合、ほどなく避難状態が解かれ、住宅再建に着手できる状況が到来することを想定した特例につきまして、三宅島の噴火災害に見られますように、避難が長期間にわたったことを踏まえ、避難指示等の解除後に賦課期日が到来する3年度分の課税に至るまで、住宅用地の特例の適用を可能にするため現行規定の改正をいたすものでございます。

次に、議案第44号 長井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申

し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の場合と同様に現行規定に修正を加え、避難指示等の解除後に賦課期日が到来する3年度分の課税に至るまで、住宅用地の特例の適用を可能にするためのもの及び条項の整備を行うものでございます。

次に、議案第45号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてご説明を申し上げます。

本案は、本年7月1日に山形県市町村職員退職手当組合を組織する立川町と余目町が合併をし庄内町となることから、庄内町として同組合に加入させるべく同組合の規約の一部を変更するためご提案申し上げるものでございます。

次に、議案第46号 山形県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてご説明を申し上げます。

本案は、本年7月1日をもって立川町と余目町が合併し庄内町となることから、庄内町として同組合に加入させるべく同組合の規約の一部を変更するためご提案申し上げるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

鈴木良雄議長 提案者の説明が終わりました。

これより1件ごとに質疑、討論、採決を行います。

それでは、日程第3、議案第43号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 市長にお尋ねをいたしますが、ただいまの提案説明の中で、市長は景気が回復傾向にあるための減税措置、それを半減するんだと、定率減税でありますね。ということは、長井市のどのような資料からその傾向が判断されるのか。その点お聞きをいたします。鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 お答えを申し上げます。

この税制につきましては、ご案内のように平成11年度定率減税が実施されまして、所得額の20%、それから個人住民所得割の15%、それぞれ上限が25万と4万であります。これを所得税、個人住民税から控除するものであります。これは当時の平成11年度の経済状況を踏まえた措置であり、政府税制調査会の答申では、現在の経済状況は、構造改革の進展によって民間経済の体質強化が実現されつつあり、定率減税の示した平成11年と比べて著しく好転しているという認識が示されました。景気への影響につきましては、係る状況下では、定率減税を維持しておく必要性は減少したというふうにしていくところであり、ただし、平成18年度に一気に廃止をするのではなくて、段階的に取り組むのが適当とされて、17年、18年の2カ年で廃止しようとするものであります。これは、国の税制で決まったことであります。

ご指摘のように、現下の景気につきましては、大都市圏、それから特に名古屋圏、それから上場企業の手、きょうのトヨタ等に見られるように非常に好転が著しいところもあります。ただし、地方においては景気は厳しいという認識も持っているところであり、しかしながら、税制は国全体で決めることでありまして、国全体の方針を受けて市としても対応していかなければならないということで、これはご提案を申し上げます。ご理解をいただきたいと思っております。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 国の定率減税の半減については、今おっしゃられたような状況なんです。地方のこちら側の長井市あるいは地域の状況を見ると景気は厳しいという判断だという市長の答弁であります。

そこで、税務課長にお聞きをいたしますが、具体的にこの定率減税による負担増、どうい

ふうになっているのかということについて、若干お聞きをしたいと思います。

これにより該当する市民の方は、どのくらいおられるのか。もう一つは、これによって市の見込む増税額はどのくらいに達するのか。そこをひとつお聞きいたします。

鈴木良雄議長 中井晃税務課長。

中井 晃税務課長 お答えいたします。

昨年度現在でのデータになりますけれども、平成16年3月31日末現在での65歳以上の方は、約8,500人いらっしゃいます。その中で、所得税を申告されました125万円以下の収入の方につきましては、約6,800人ほどいらっしゃいます。これの方が今回の廃止による対象、影響を受けるという形になります。

ただし、所得額が28万円以下の方につきましては、住民税の均等割もかかりません。所得額28万円以下、昨年の課税時のデータでは5,600人ほどいらっしゃいますので、6,800人ほどの方が影響を受けますけれども、所得税の課税にならない方がそのうちの5,600人ほどいらっしゃるという状況であります。そういうことで影響を受けますのは1,270人ほどの方が今回の125万円の控除がなくなることによる影響を受けるということになります。

あと、定率減税の方でございますけれども、定率減税の対象者は1万1,980人ほどの方がいらっしゃいました。この定率減税が、来年から2分の1になることによりまして、税収といたしましては約4,700万円ほどの税収を見込んでおります。以上でございます。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 このたびの増税負担増によって、最も激しい負担増となる所得のクラスはどのようなクラスで、年間でどのくらいの負担増となるのか。前年比。その辺お聞きいたします。

鈴木良雄議長 中井晃税務課長。

中井 晃税務課長 今回の定率減税につきましては、所得税が20%、住民税が15%というのがそれぞれ半減になります。それぞれ上限が設けられておりますので、上限に近い方が一番影響を受けるということになりますけれども、割合的には皆さん同じように20%、15%の半減になりますので、特に大きい影響を受けるという世代というのは発生しないのではないかとこのように考えております。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 今、税務課長の答弁で、減税に上限があると。そのために負担額の割合が急に大きくなるという階層はないということではありますが、しかし所得の多い人ほどこれは上限額がありますからね。その上限を超えれば変わらないわけですから、所得が多い人ほど小さくて、中低所得者層ほど負担増の割合が大きくなるということになるのではないですか。その点はどうでしょう。上限額。

鈴木良雄議長 中井晃税務課長。

中井 晃税務課長 上限額を超える方につきましては、定率減税がその上限額で打ち切られますので、それを超える収入の方というのはさほど影響は受けないというふうに考えております。定率減税の上限額に近い方が半分になりますので、そこの方の金額的な割合、金額が一番大きいというふうに考えております。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 ちょっと具体的にお聞きをいたしますが、例えばこういうケースではどのような負担になるのかということですが、16歳未満の子供がおる夫婦の世帯。年収が400万円ということであるとすれば、どのような負担増になるのか。その点、先ほどちょっとこういうふうなことで調べてくださいというふうにお聞きしたんですが、その点はどうなっておりますか。お聞きをいたします。

鈴木良雄議長 中井晃税務課長。

中井 晃税務課長 いろいろなケースがありますので、所得、収入のケースを設定させたもので計算をさせていただきました。

想定させていただきましたのは、夫の収入が年収400万円、妻の収入が年収200万円で、子供さんが2人を想定いたしまして、高校生以上の子供さんがお一人、高校生以下の子供さんがお一人の合計お二人という条件で計算をさせていただきました。あと、社会保険料の控除等を収入の1割という形で計算をさせていただいたケースでお答えさせていただきます。

夫の収入といたしましては16年度分、今回の減税が対象になっている負担につきましての夫の税額は10万9,800円でございます。これは所得税と住民税、市県民税を合わせた金額でございます。これに対しまして妻の税額は7万1,500円でございます。

これが来年、定率減税が半減いたしますと、夫の税額の方は12万1,300円という形になります。妻の税額は8万1,200円という形になります。それぞれ負担増の額でありますけれども、夫の負担増が1万1,500円、妻の負担増につきましては9,700円という形で試算をしております。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 最も大変な時期の夫婦で、子供2人の世帯に係る負担が合わせて2万1,200円になるというふうな計算のようですが、私どもが調査して調べている資料によりますと、もっと大きくなるというふうな資料がありますが、長井市で調査した資料はこのようなものだというふうなことであります。

もう1点、今度老年者の非課税措置の廃止に伴う影響ですが、これについて該当する市民及び市でこれによって見込んでいる増税の額はどのくらいになるのか。老年者非課税措置の廃止に伴う影響についてお聞きいたします。

鈴木良雄議長 中井晃税務課長。

中井 晃税務課長 先ほどお答えさせていただいたものとダブってしまいますが、65歳以上の方、16年3月31日現在で8,500人ほどいらっしゃいます。そのうち所得額が125万円以下の方が6,870人ほどいらっしゃいます。これらの6,870人ほどの方が、今回の高齢者の125万円以下の非課税の制度がなくなることによりまして影響を受ける方々という形になります。

これによります実際の影響が幾らかというのは、ちょっと簡単に試算ができませんので、こちらの方で算出したものは、申しわけございませんけれどもございません。

なお、この6,870人の方の合計所得額が約10億円ほどの所得になっております。ただ、単純に計算できませんので、影響額を計算するというのが実際にはできない状況になっております。

あと、先ほども申し上げましたけれども、この影響を受けます6,870人のうち、住民税自体が非課税であるという方、所得28万円以下の方ですと住民税自体も非課税で、来年以降も変わりません。その方が5,600人ほどいらっしゃいます。これらの5,600人の方は来年以降も今回の制度改正によっての影響は受けないというふうに考えております。

今回の制度の改正によりまして、影響を受ける方々は約1,270人というふうに見込んでおります。

鈴木良雄議長 ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

15番、藤原民夫議員。

(15番藤原民夫議員登壇)

15番 藤原民夫議員 私は、議案第43号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

このたびの条例改正案の内容は、市民税関係

について、1点は個人住民税の定率減税の縮減、2点目は老年者の非課税措置の廃止、3点目にフリーターやアルバイトなどの短期就労者に対する個人住民税の課税強化、この3点についてであります。

初めに定率減税であります。これは平成11年から景気対策として実施されている所得税の20%、最大で25万円、個人住民税の15%、最大で4万円の減税であります。

この制度は、平成9年に消費税の増税などで国民に9兆円の負担増が押しつけられて、回復傾向だった景気が一気に冷え込んだのであります。そこで政府が慌てて実施した対策が、この定率減税であったのであります。ところが政府は、最近になって景気は回復傾向にあるからと、この減税措置をことし3月18日の参議院本会議で半減する、つまり増税するという法案を自民公明の賛成多数で可決成立させたのであります。景気は本当によくなったのでありましょか。家計の消費は横ばいではありますが、それを支える収入の方は大きく落ち込んでいる、こういう国税庁の民間給与実態統計調査の結果があります。もうこれ以上は削れないというぎりぎりの生活の実態であります。サラリーマンはリストラや賃下げで苦しみ、貯蓄を切り崩しながら生活を立て、中にはサラ金にまで手を出す人もいて、私の方にも相談に見え悪戦苦闘を経験しておるところでございます。

定率減税の半減、廃止は、所得税、住民税を支払うすべての世代に負担増をもたらすものであります。特に大きな痛みを強いられるのは、先ほど来の答弁でご承知のように働き盛り、子育て世代であります。このたびの改正によりますと、約1万2,000人の市民が該当するというふうなことでございます。もしこの定率減税が全廃されれば、年収700万円の夫婦子供の2人の世帯で、年間8万2,000円もの負担増となるという試算もあるくらいであります。また、単

身者の場合、配偶者控除や扶養者控除がないために、同じ年収でも所得税額は夫婦世帯よりも大きくなるということになります。そのために片働き、夫婦世帯と同じ年収でも、定率減税廃止による影響額は大きくなるのであります。年収300万円の世帯で年間3万4,000円という増税になるという試算をしたところでございます。

また、共働き夫婦で子供がない場合は、単身者2人分の増税額を合わせた額になるのであります。さらに子供を保育園に預けている世帯は、定率減税の廃止によって所得税がふえるために、所得額を基準に決まってくる保育料などの負担が増加するわけでありまして、このように定率減税の廃止は、働き盛り、子育て世代に大きな負担増を強いることになるわけでありまして。

ところが一方で、この平成12年の景気対策として実施されたのは定率減税だけではないのでありまして、大企業などに係る法人税は、平成9年には37.5%だったものを、11年には30%に減額減税したのであります。高額所得者向けにも最高税率の引き下げを行っております。所得税率は最高50%だったものを37%に減らして、住民税は15%だったものを13%で頭打ちにということにしたのであります。仮に政府が言うように、景気が回復しているなら、なぜ庶民の減税だけを廃止にして、同時に行った大企業、高額所得者の減税に手をつけなかったのでしょうか。大企業の収益は先ほどいった国税庁の資料でも、平成7年から5年間で9兆円も伸びております。収益の上がっている大企業の減税こそ見直して、以前の水準に戻すべきであるというふうに思います。

次に、老年者の非課税措置の廃止についてであります。

政府は、現役世代や収入の少ない世帯との不公平が生じているという理由から、65歳以上の高齢者で前年所得が125万円以下の人に対する個人住民税の非課税措置を平成18年から3年間

で3分の1ごと段階的に廃止するというものであります。これによって影響を受ける市民が増税になる。その結果は、先ほどの答弁で示されたとおりであります。ことしから実施されている老年者控除の廃止と、65歳以上の公的年金等控除の縮小、そして今度は住民税と、高齢者への連続的な課税強化であります。これによって、事実上非課税だった多くの年金生活者などが課税対象となって、納税が迫られる上に、各種社会保険料がふえるなど、幾重もの負担増という重大な影響が出てくることは明らかであります。その上にこうした制度の廃止は、国民健康保険税や介護保険料値上げに連動して、雪だるま式の負担増となって住民の暮らしを直撃するのであります。

さらに3点目の市税条例の改正では、フリーターやパートなどの短期就労者について、個人住民税の課税漏れをなくすという理由から増収策がとられるのであります。これまで、1月1日時点で就労していなければ、個人住民税の課税対象にならない可能性がありました。改正では、給与支払い者に年途中に退職したものについても、関係市町村への給与支払い報告を義務づけたのであります。18年1月1日に退職した人について適用され、住民税の負担は平成19年6月からというふうにするものであります。もともと企業が本採用を抑え、そしてフリーターをふやしてきた根本問題抜きのまことにこそく徴収強化と考えるのであります。

さて、この年金法改正に伴う負担増など値上げラッシュが続いて、1月からは65歳以上に認められている50万円の老年者控除の廃止、また公的年金等控除の縮小であります。4月からは雇用保険料、自動車賠償責任保険の値上げ、そして国立大学授業料の値上げであります。東洋経済統計月報の昨年4月号によりますと、政府が年金保険料などの引き上げを決め、定率減税廃止の議論に走ったことを批判して、次のよう

に指摘しております。

収入がふえない中で、税や社会保障の負担がふえれば、財布のひもはさらに固く締まり、マインドは一段と冷え込み、現在と将来の生活に対する不安感が高まる。このように警告をしているのであります。さらにそれがどういう結果をもたらすかは、消費税増税など9兆円の負担増を実施した平成8年の経験から既に学んでいるはずだと、この月報では結んでおるのであります。つまり、かつて、橋本内閣による消費税増税や医療改悪などの9兆円の負担増を実施したために、持ち直し始めていた景気を一気に低迷させて、橋本不況と言われる不況を引き起こした経験を指摘しているのであります。庶民や中小業者を直撃する所得税、住民税の各種控除の縮小廃止に続いて、一昨年の売上高が1,000万円を超える個人事業者には、この1月1日から消費税の納税義務が課されるのであります。小泉内閣による税制改革の増税額は1兆3,490億円に上ると言われております。消費税を含むこの増税の流れを食いとめ、そして市民の命と暮らしを守ることこそ、今私たちに課せられた課題なのではないか、このように思うのであります。

以上の理由によりまして、このたびの市税条例改正案に反対をするものであります。以上です。

鈴木良雄議長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第43号は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

鈴木良雄議長 起立多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第44号の1件について

質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第44号は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

鈴木良雄議長 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第45号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第45号は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

鈴木良雄議長 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第46号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第46号は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

鈴木良雄議長 起立全員であります。
よって、議案第46号は原案のとおり決定いたしました。

日程第7 議案第47号 長井市固定資産評価員の選任について

鈴木良雄議長 次に、日程第7、議案第47号長井市固定資産評価員の選任についての1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

目黒栄樹市長。

(目黒栄樹市長登壇)

目黒栄樹市長 議案第47号 長井市固定資産評価員の選任についてご説明を申し上げます。

本案は、人事異動に伴い、中井晃税務課長を長井市固定資産評価員に選任いたしたくご提案申し上げます。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

鈴木良雄議長 提案者の説明が終わりました。

ここで審議の都合上、中井晃税務課長の退席を求めます。

(中井晃税務課長退席)

鈴木良雄議長 本案は、人事案件でありますので、質疑、討論は省略し、直ちに採決いたします。

それでは、議案第47号の1件について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

鈴木良雄議長 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案に同意することに決定いたしました。

ここで、中井晃税務課長の復席を求めます。

(中井晃税務課長復席)

鈴木良雄議長 中井晃税務課長に申し上げます。

あなたの長井市固定資産評価員の選任について同意いたしましたので告知いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前11時00分 再開

佐々木謙二副議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

私が議長の職務を行います。

鈴木良雄議長から、議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第8 議長の辞職について

佐々木謙二副議長 それでは、日程第8、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鈴木良雄議長の退席を求めます。

(鈴木良雄議長退席)

佐々木謙二副議長 議長の辞職願を、事務局長に朗読させます。

佐藤 仁議会事務局長 私の方から朗読させていただきます。

辞職願

私事、このたび諸般の事情により、長井市議会議長の職を辞任いたしたくお願い申し上げます。

平成17年5月11日

長井市議会議長 鈴木良雄

長井市議会副議長 佐々木謙二様

以上でございます。

佐々木謙二副議長 お諮りいたします。鈴木良雄議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、鈴木良雄議長の辞職を許可することに決定いたしました。

鈴木良雄議員の復席を求めます。

(鈴木良雄議員復席)

佐々木謙二副議長 鈴木良雄議員に申し上げます。

議長の辞職は許可になりましたので、本席より告知いたします。

ここで、鈴木良雄議員より退任のあいさつをいたしたい旨の申し出がありますので、これを受けるといたします。

21番、鈴木良雄議員。

(21番鈴木良雄議員登壇)

21番 鈴木良雄議員 それでは、議長退任に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

顧みますと、平成15年5月、議員各位のご推挙によりまして、名誉ある議長に就任して以来2年間、皆様方の温かいご支援とご協力によりまして、これまで大過なく議長職を続けてこられました。

議長の就任中は、合併問題などいろんな大変な問題がありましたが、よい思い出もありました。特に菊香る文化の日、長井市制50周年の記念式典は、私にとっては忘れることはできません。長井市は行財政改革5年目を迎え、市民、行政、議員、そして職員が一体となって財政健全化を図るため積極的に取り組むなど、年々たゆむことなく前進を続けております。

議長を退任いたしましても、長井市の発展と住民福祉を願う心は皆様と同じでございます。今後も変わらぬご指導をお願い申し上げます、

私の議長退任のあいさつといたします。

大変ありがとうございました。(拍手)

佐々木謙二副議長 ここで、総務課長、財政課長、企画調整課長、税務課長、市民課長の退席を求めます。

(総務課長、財政課長、企画調整課長、税務課長、市民課長退席)

佐々木謙二副議長 ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第9 議長の選挙

佐々木謙二副議長 それでは、日程第9、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

ここでお諮りいたします。これから行われます議長の選挙において、得票数が同数となった場合はくじで決めることにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、議長の選挙に入ります。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

佐々木謙二副議長 ただいまの出席議員は21名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

佐々木謙二副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱の点検)

佐々木謙二副議長 異状なしと認めます。

ここで念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

白紙または他事記載があったものについては無効票といたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、記載については投票記載所または自席で記載願います。

ただいまから投票を行います。

点呼を命じます。

佐藤 仁議会事務局長

1番 我妻 昇 議員

2番 内谷 重治 議員

3番 大道寺 信 議員

4番 谷口 栄子 議員

5番 佐々木 謙二 議員

6番 安部 隆 議員

7番 町田 義昭 議員

8番 鳥谷 政一 議員

9番 蒲生 光男 議員

10番 渋谷 佐輔 議員

11番 高橋 孝夫 議員

12番 小関 勝助 議員

13番 大沼 久 議員

14番 鈴木 小市 議員

15番 藤原 民夫 議員

16番 鈴木 武次 議員

17番 蒲生 吉夫 議員

18番 佐々木 榮七 議員

19番 島田 友市 議員

20番 鈴木 新助 議員

21番 鈴木 良雄 議員

(投票)

佐々木謙二副議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐々木謙二副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

佐々木謙二副議長 これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人を指名いたします。

3番 大道寺 信 議員

6番 安部 隆 議員

10番 渋谷 佐輔 議員

以上、3名の方に立ち会いをお願いいたします。

(開票)

佐々木謙二副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 21票

うち 有効投票 11票

無効投票 10票

有効投票のうち

大沼 久議員 11票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、大沼久議員が議長に当選されました。

当選されました大沼久議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

(副議長降壇、議長登壇)

大沼 久議長 ただいまは議長に推挙いただきまして選出いただきましたこと、心から御礼を申し上げます。

これからは、円滑なる議会運営に全力を尽くしてまいりますので、議員の皆様方、当局の方々、今まで以上のご指導ご鞭撻、さらにご協力をお願い申し上げます。

きます。ありがとうございました。(拍手)
それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午前 11時 20分 休憩

午前 11時 27分 再開

大沼 久議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

ただいま佐々木謙二副議長から、副議長の職を辞したい旨の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第 10 副議長の辞職について

大沼 久議長 それでは、日程第10、副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、佐々木謙二副議長の退席を求めます。

(佐々木謙二副議長退席)

大沼 久議長 それでは、副議長の辞職願を、事務局長に朗読させます。

佐藤 仁議会事務局長 私から朗読させていただきます。

辞職願

私事、このたび諸般の事情により、長井市議会副議長の職を辞任いたしたくお願い申し上げます。

平成17年 5月11日

長井市議会副議長 佐々木謙二

長井市議会議長 大沼 久様

以上でございます。

大沼 久議長 お諮りいたします。佐々木謙二副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、佐々木謙二副議長の辞職を許可することと決定いたしました。

ここで、佐々木謙二副議長の復席を求めます。

(佐々木謙二議員復席)

大沼 久議長 佐々木謙二議員に申し上げます。

副議長の辞職は許可になりましたので、本席より告知いたします。

ここで、佐々木謙二議員より退任のあいさつをいたしたい旨の申し出がありますので、これを受けることといたします。

5番、佐々木謙二議員。

(5番佐々木謙二議員登壇)

5番 佐々木謙二議員 一言皆様に御礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

昨年の12月の議会におきまして、前任者の辞職によりまして暫定期間というショートリリーフでありましたけれども、皆様方のご指導ご鞭撻をいただきまして、これまで5カ月間でありましたけれども務めさせていただきました。まことにありがたく感謝申し上げます。

その間、議長がちょっと体調を崩されまして、3月議会、議長の代理を務めさせていただきましたけれども、これも議員各位、そして当局皆様方のご指導ご鞭撻、ご協力をいただきまして乗り切ることができました。改めて重ねて御礼を申し上げて、簡単ではございますけれども、退任のごあいさつにさせていただきます。

まことにありがとうございました。(拍手)

大沼 久議長 ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 ご異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたしました。

日程第 1 1 副議長の選挙

大沼 久議長 それでは、日程第11、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

ここでお諮りいたします。これから行われます副議長の選挙において、得票数が同数となった場合はくじで決めることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 ご異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたしました。

それでは、副議長の選挙に入ります。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

大沼 久議長 ただいまの出席議員は21名であります。

それでは投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

大沼 久議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

大沼 久議長 異状なしと認めます。

ここで念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

白紙または他事記載があったものについては無効票といたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、記載については投票記載所または自席

で記載願います。

ただいまから投票を行います。

点呼を命じます。

佐藤 仁議会事務局長

1 番 我 妻 昇 議員

2 番 内 谷 重 治 議員

3 番 大道寺 信 議員

4 番 谷 口 栄 子 議員

5 番 佐々木 謙 二 議員

6 番 安 部 隆 議員

7 番 町 田 義 昭 議員

8 番 鳥 谷 政 一 議員

9 番 蒲 生 光 男 議員

10 番 渋 谷 佐 輔 議員

11 番 高 橋 孝 夫 議員

12 番 小 関 勝 助 議員

13 番 大 沼 久 議員

14 番 鈴 木 小 市 議員

15 番 藤 原 民 夫 議員

16 番 鈴 木 武 次 議員

17 番 蒲 生 吉 夫 議員

18 番 佐々木 榮 七 議員

19 番 鳥 田 友 市 議員

20 番 鈴 木 新 助 議員

21 番 鈴 木 良 雄 議員

(投票)

大沼 久議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

大沼 久議長 これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人をご指名いたします。

3 番 大道寺 信 議員

6 番 安 部 隆 議員

10 番 渋 谷 佐 輔 議員

以上、3名の方に立ち会いをお願いいたします。

(開票)

大沼 久議長 それでは選挙の結果をご報告いたします。

投票総数 21票

うち 有効投票 13票

無効投票 8票

有効投票のうち

蒲生光男議員 13票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、蒲生光男議員が副議長に当選されました。

当選されました蒲生光男議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで、副議長のごあいさつをお願いいたします。

(蒲生光男副議長登壇)

蒲生光男副議長 ただいまは、副議長という重責を担わせていただきまして、ご推挙いただきました議員の皆様方に心から感謝を申し上げたいと思います。

もとより浅学非才の私ではございますが、大沼議長を補佐し、議会の融和に努めてまいりたいと、このように考えております。

また、長井市は現在自立計画の策定中ですが、議会と当局との建設的な意見交換により、市民の真の幸せが実現できますように努力してまいりたいと思います。

本日はまことにありがとうございました。

(拍手)

大沼 久議長 ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前 11時44分 休憩

午後 1時00分 再開

大沼 久議長 休憩前に復し、午前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、申し上げます。

ただいままで4件の日程追加がありましたので、お手元の日程表中、日程第8を第12に、日程第9を第13に順次繰り下げることとなりますので、ご了承願います。

日程第12 常任委員会委員の選任について

大沼 久議長 次に、日程第12、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、配付いたしました別表記載のとおりそれぞれ指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました各位をそれぞれ常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第13 議会運営委員会委員の選任について

大沼 久議長 次に、日程第13、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、配付いたしました別表記載のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました各位を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午後 1時02分 休憩

午後 1時37分 再開

大沼 久議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

この際、申し上げます。各委員会より次のとおり正副委員長の互選結果の報告がありましたのでお知らせいたします。

総務・文教常任委員長 安部 隆 議員
副委員長 大道寺 信 議員
厚生常任委員長 佐々木 謙二 議員
副委員長 谷口 栄子 議員
産業・建設常任委員長 町田 義昭 議員
副委員長 内谷 重治 議員
議会運営委員長 鈴木 武次 議員
副委員長 内谷 重治 議員

以上の方々が選任されました。

次に、お諮りいたします。鈴木良雄議員が置賜広域病院組合議会議員を辞職され、欠員1名が生じたので、置賜広域病院組合議会議員の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第14 置賜広域病院組合議会議員の選挙

大沼 久議長 それでは日程第14、置賜広域病院組合議会議員の選挙を行います。

(「議長」の声あり)

大沼 久議長 16番、鈴木武次議員。

16番 鈴木武次議員 この際、動議を提出いたします。

置賜広域病院組合議会議員の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行い、指名者を私にさせていたきたいと思っておりますのでお諮りをお願いいたします。

(「賛成」の声あり)

大沼 久議長 ただいま鈴木武次議員から、議長の選挙の方法については指名推選によることとし、鈴木武次議員を指名者にするについて動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、置賜広域病院組合議会議員の選挙の方法は指名推選とし、鈴木武次議員を指名者とするこの動議は可決されました。

(「議長」の声あり)

大沼 久議長 16番、鈴木武次議員。

16番 鈴木武次議員 置賜広域病院組合議会議員には、置賜広域病院組合議会運営に関する申し合わせにより、大沼久議員を最適者と認めご指名いたします。

(「賛成」の声あり)

大沼 久議長 ただいま鈴木武次議員から大沼久を置賜広域病院組合議会議員にとの指名がありました。大沼久を置賜広域病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、大沼久が置賜広域病院組合議会議員に当選しました。

次に、お諮りいたします。会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部変更についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第15 議席の一部変更について

大沼 久議長 日程第15、議席の一部変更についてを議題といたします。

この際、議席の一部を変更いたしたいと思えますので、新議席番号及び指名を事務局長より朗読させます。

佐藤 仁議会事務局長 では、私の方から新議席番号について申し上げたいと思います。

- 1 番 我 妻 昇 議員
- 2 番 内 谷 重 治 議員
- 3 番 大道寺 信 議員
- 4 番 谷 口 栄 子 議員
- 5 番 佐々木 謙 二 議員
- 6 番 安 部 隆 議員
- 7 番 町 田 義 昭 議員
- 8 番 鳥 谷 政 一 議員
- 9 番 蒲 生 光 男 議員
- 10 番 渋 谷 佐 輔 議員
- 11 番 高 橋 孝 夫 議員
- 12 番 鈴 木 武 次 議員
- 13 番 小 関 勝 助 議員
- 14 番 鈴 木 良 雄 議員

15 番 鈴 木 小 市 議員

16 番 藤 原 民 夫 議員

17 番 蒲 生 吉 夫 議員

18 番 佐々木 榮 七 議員

19 番 島 田 友 市 議員

20 番 鈴 木 新 助 議員

21 番 大 沼 久 議員

以上でございます。

大沼 久議長 お諮りいたします。ただいま朗読いたしましたとおり、議席を一部変更することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読いたしましたとおり議席を一部変更することと決定いたしました。

最後にお諮りいたします。本臨時会において議決されました議案の中で、条、項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、整理を要するものについては、その整理を議長に一任することに決定いたしました。

閉 会

大沼 久議長 これをもって平成17年第2回長井市議会臨時会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

午後 1時45分 閉会

会議録署名議員

議長 鈴木良雄

議長 大沼久

副議長 佐々木謙二

2番 内谷重治

3番 大道寺信

4番 谷口栄子